

国際日本文化研究センター人権委員会規則

〔平成18（2006）年11月16日 制 定〕
〔令和 8（2026）年 8月 6日 最終改正〕

（趣旨）

第1条 この規則は、国際日本文化研究センター組織運営規則（平成16年4月8日制定）第16条の規定に基づき、国際日本文化研究センター人権委員会（以下「委員会」という。）に関して必要な事項を定める。

（審議事項）

第2条 委員会は同和対策等の人権問題（ハラスメントを除く。）に関する重要事項について審議を行う。

（構成）

第3条 委員会は、次に掲げる者をもって構成する。

- （1）所長が指名する副所長 1名
- （2）専任教員のうちから所長が指名する者 若干名
- （3）総合研究大学院大学先端学術院先端学術専攻国際日本研究コース長
- （4）管理部長
- （5）職員のうちから所長が指名する者 若干名

（任期）

第4条 前条第5号委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長及び副委員長）

第5条 委員会に委員長を置き、第3条の委員のうちから所長が指名する者をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集しその議長となる。
- 3 委員会に副委員長を置き、委員のうちから、委員長が指名する。
- 4 副委員長は委員長を補佐し、委員長が不在の時はその職務を代行する。

（議事）

第6条 委員会は、委員の過半数が出席しなければ議事を開くことができない。

- 2 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（委員以外の者の出席）

第7条 委員会が必要と認めたときは、委員会に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

（守秘義務）

第8条 委員は、知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

（庶務）

第9条 委員会の庶務は、管理部総務課において処理する。

(その他)

第10条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

1 この規則は、平成18年11月16日から施行する。

2 この規則の施行後において、第3条第4号の最初の委員に係る任期は、第4条の規定にかかわらず平成20年3月31日までとする。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成28年10月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和4（2022）年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和5（2023）年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和8（2026）年8月6日から施行する。